

「児童は、人として尊ばれる」
 「児童は、社会の一員として重んぜられる」
 「児童は、よい環境の中で育てられる」
 — 児童憲章から

子どもの人権

私たち大人と同じように、子どもも自分なりに感情や思いを持っています。子どもも一人の人間として生きる権利を持っていきます。子どもをしつかりと見つめることなく、「子どものくせに…」子どもだから…」と、子どもの人権を無視している現実はないでしょうか。

子どもの人権を守るための取り組み

日本は「子どもの権利条約」を批准しています。子どもの健全な成長を保障し、子どもを一人の人間として尊重しなければならぬとされています。また、「児童虐待防止法」や「児童買春・児童ポルノ禁止法」を制定し、子どもの人権を守る取り組みをしています。

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、養育の怠慢・拒否(ネグレクト)があり、子どもの命に関わる問題です。

いじめは、子どもが心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもので、いじめかどうかは、いじめられている子どもの立場から判断されます。

ほかに、児童買春や児童ポルノのはらんなどの児童

を性的な商売の対象にするなどの課題もあります。

子どもを一人の人間として尊重することは放任することでも、わがままを許すことでもありません。

子どもは、自分の権利を行使しながら、みんなの権利を実現するため、必要なルールや責任について学び、成長しているのではないのでしょうか。

「今どきの子どもは…」と嘆いたり、子どもに一方的に考えを押しつけるのではなく、子どもを信頼し、子どもの「気付き」を待ち、成長を適切に支援していくことが求められています。

益城町でも虐待の通告を受けた場合、その子どもや家庭について、迅速な情報収集や保護、ケース検討会議など、児童の安全を優先した対応がとられています。

さらに関係機関のネットワークを構築し、児童虐待の発生予防および発生時の適切な対応がとれるよう強化を図られています。

わたしたちができること

子どもを一人の人間として尊重することは放任することでも、わがままを許すことでもありません。

子どもは、自分の権利を行使しながら、みんなの権利を実現するため、必要なルールや責任について学び、成長しているのではないのでしょうか。

「今どきの子どもは…」と嘆いたり、子どもに一方的に考えを押しつけるのではなく、子どもを信頼し、子どもの「気付き」を待ち、成長を適切に支援していくことが求められています。

そのためには、子育ての責任は保護者だけに押しつけるのではなく、社会全体で果たすことが求められています。

熊本県人権同和政策課

「人権研修テキストⅤ」参照

益城町教育委員会

ふるまのこの 地名漫歩 歴史の変遷と地名

飯田山常楽寺⑦

熊本市健康三町内福寿会DVD研究会が2年がかりで完成した「久遠の郷(飯田山常楽寺)」と題したDVDの試写会が、3月27日、町交際情報センターで開催されました。約850年の常楽寺の歴史を分かり易く辿り、同時に厳しい風雪を潜り抜けた中世寺院常楽寺の風格と雰囲気を感じていくことができます。

院の歴史を学ぶことができるといふ点にあります。文化財の保存にはその対象物の歴史と価値を知る事が大切ですが、常楽寺の保存も同じです。

常楽寺の歴史を知るためには「鎮西肥後州益城郡飯田山常楽寺観音堂再興幹縁文」略称「幹縁文」併せて「肥後國飯田山常楽寺繪縁起」略称「繪縁起」という古文書の理解が基礎になります。この幹縁文と繪縁起は益城町史編纂の折、町史中世編を執筆された熊本大学名誉教授の故森山恒雄氏が熊本市横手町妙永寺で発見されたもので現在も同寺の所蔵です。また近年常楽寺での写しが発見されました。

益城町文化財を訪ねる会 会長 松野國策

飯田山常楽寺は、平安時代は寺院抑制政策のため郊外または山中に建てられていますが、江戸時代初期領主は与えられた領国経営のため城は権威の象徴として平城が主流となり、都市計画と城の防備の面から寺院は皆兼ねた近世都市型寺院になります。熊本市の長六橋付近の白河右岸に寺院が多いのは島津勢に備えたと言われているのが一例です。



幹縁文の最初の部分